



宝くじ当せん金にかかる税金について

宝くじが当たった場合、「税金がかかるのだろうか?」と疑問に思う方は少なくありません。今回は宝くじ当せん金の税務上の取り扱いについて解説します。

1. 個人の宝くじ当せん金は非課税

まず、個人が購入した宝くじの当せん金については、税金がかかりません。これは「当せん金付証票法」という法律によって、個人が受け取る当せん金が非課税と定められているためです。年末ジャンボ宝くじやサマージャンボ宝くじなど、日本国内で発行される宝くじであれば、当せん金額の大小にかかわらず、全額がそのまま手元に入ります。したがって、当せん金を受け取った際に確定申告をする必要もありません。

2. 法人が宝くじ当せん金を受け取った場合

個人の場合は非課税ですが、法人（会社）が購入した宝くじの当せん金は、個人の場合とは異なり非課税とはなりません。法人が当せん金を受け取った場合、その当せん金は法人の収益として計上され、法人税の課税対象となります。

法人が事業活動の一環として宝くじを購入し、当せん金を得たのであれば、それは法人にとっての益金（収益）となるため、通常の事業収益と同様に扱われます。

3. 宝くじ以外の非課税となる当せん金

宝くじ以外にも、特定の公営ギャンブルの当せん金については非課税となるものがあります。代表的なものとしては、サッカーくじである toto や BIG の当せん金が挙げられます。こ

れらは「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」によって非課税と定められています。これは、これらのくじがスポーツ振興という公共の目的のために実施されており、その収益の一部がスポーツの普及・発展に充てられているためです。宝くじと同様に、個人の場合は当せん金に対して税金がかからず、全額を受け取ることができます。

4. 海外の宝くじ当せん金は課税対象

日本の宝くじや toto、BIG とは異なり、海外の宝くじの当せん金は、日本の税法上、課税対象となります。これは、海外の宝くじが上記の「当せん金付証票法」や「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」の対象外となるためです。

海外の宝くじの当せん金は、原則として一時所得として課税されます。さらに注意が必要なのは、アメリカなどの国で発行された宝くじの場合、その国の税金も支払う必要があるという点です。例えばアメリカでは、宝くじ当せん金に対して連邦税や州税が課されることが一般的です。

海外の宝くじを購入し、高額な当せん金を得た場合は、税理士などに相談し、適切な申告手続きを行うことを強くお勧めします。

